

富士山測候所を活用する会は認定 NPO 法人に認定されました

2016 年 1 月 8 日

NPO 法人富士山測候所を活用する会

NPO 法人富士山測候所を活用する会は、2016 年 1 月 8 日付で所轄庁の東京都から認定 NPO 法人としての認定を受けました。認定の有効期間は 5 年間（2021 年 1 月 7 日まで）となっております。

NPO 法人富士山測候所を活用する会は 2013 年 7 月 29 日に仮認定 NPO 法人の仮認定を受け、それ以降の寄付者に対しては税制上の優遇措置を受けることができるようになっていました。しかし、仮認定の有効期間は 3 年間であり再申請もできないため、「中期計画 2013-2018」(2013 年 5 月 26 日)で、この有効期間内に認定 NPO 法人に円滑に移行することを目標にして取り組んでまいりました。

その後、所轄庁の東京都の指導も踏まえ、2015 年 3 月に臨時総会を開催して定款の一部改正（開催通知方法の変更）を行い、同年 6 月に認定 NPO 法人の申請をし、東京事務所での現地確認、東京都の審査会での審査を経てこのたび認定の運びとなったものです。

認定 NPO 法人は、個人・企業ともに寄付が税額控除対象になるなど税制上さまざまな優遇措置を得られるため、一般の NPO 法人よりも高い公益性が求められるだけでなく、組織についても法令等を遵守した適正な運営を行い、徹底した情報開示で透明性を確保しなければならないとされています。

これまでご支援いただきました皆さまに感謝しますとともに、認定 NPO 法人になることに伴って生じる義務と責任を果たしていく所存ですので、引き続きご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

※1) 認定 NPO 法人は、組織運営および事業活動が適正で NPO 活動の健全な発展の基盤を有し、公益の増進に資するものとして所轄庁の認定を受けた NPO 法人をいい、NPO 法人への寄付を促すことにより、その活動を支援するために税制上設けられた制度です。

※2) 認定 NPO 法人の数は、2015 年 12 月 25 日現在 845 件（認定 644 件/ 仮認定 201 件）となっています。

※3) 寄附金控除についての手続きにつきましては、ホームページ「ご支援ください>寄附金控除の手続き」をご参照ください。

■ 本件に関するお問い合わせ先

事務局： TEL : 03-3265-8287 FAX : 03-3265-8297

E-mail : npofuji3776@yahoo.co.jp